

学校法人 みえ大橋学園 一般事業主行動計画

次世代育成支援対策法に基づき、仕事と生活の調和に必要な働きやすい雇用環境の整備を推進するため、学園においても「一般事業主行動計画」を策定した。

計画期間

2013年4月1日 ～ 2018年3月31日（5年計画）

内容

教職員の個々の能力を発揮できるように以下の行動計画を策定する。

目標1 育児に関する制度の利用率を向上させる

《対策》

- ・女性職員の育児休業取得率100%を継続できるように引き続き環境整備を行う
- ・育児休業後の時間短縮制度の利用しやすい環境を整える

目標2 介護に関する制度の利用を促進する

《対策》

- ・介護休暇制度の利用促進に向けて、環境整備の課題検討に入る
- ・介護休暇制度の周知を行う

目標3 年次有給休暇の取得を促進する

《対策》

- ・年次有給休暇の取得率の少ない教職員について取得を推進する
- ・年間行事予定表に推進期間の明示をする
- ・特に生徒等の長期休業中に取得を推進する